

令和5年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年7月6日(木) 午後1時30分～2時20分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、宮川
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口、久富
事 務 局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただいまより、令和5年度第1回宮崎県地方最低賃金審議会を開催いたします。

私は、賃金室長補佐の宮崎と申します。会長に議事を引き継ぐまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催案内でも通知しておりましたが、「クールビズ期間」として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただきますので、ご了承願います。

まず、本日の出欠状況でございますが、公益代表の森部委員が校務のため欠席となっております。

現時点で1名が欠席となっておりますので、本日の委員の出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数、「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、傍聴希望の申出がお2人からあり、本日、傍聴にいられておりますのでご報告いたします。

傍聴者の方は、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴していただきますようお願いいたします。なお、本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

なお、会議資料の一部については後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。

つぎに、委員及び事務局の紹介をさせていただきます。委員の名簿は、審議会の資料の1頁目にございますのでご確認ください。

まず、5月に57期の委員の改選がございまして、新たに4名の方にご就任いただきました。なお、公益代表者委員の森部様は先ほど申し上げたとおり、本日欠席となっております。

新任の方、ご紹介いたしますので簡単にご挨拶をお願いいたします。

まず、公益代表委員の古賀様です。

【古賀委員】

今年度から公益委員を務めさせていただきます。宮崎産業経営大学の古賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

次に、公益代表委員の宮川様です。

【宮川委員】

はい。今年から公益委員を務めさせていただきます。郷法律事務所の弁護士の宮川香代子と申します。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

最後に、使用者代表委員の中原様です。

【宮川委員】

はい。4月に宮崎商工会議所に参りました中原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

それでは、56期から引き続き就任いただいている委員の皆様を公・労・使の順にご紹介いたします。名簿の順にご紹介させていただきます。

橋口委員でございます。

【橋口委員】

橋口です。今まで3期務めさせていただいております。今期4期となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

三島委員でございます。

【三島委員】

三島です。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

次に、労働者側委員を御紹介いたします。

今村委員でございます。

【今村委員】

今村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

鎌田委員でございます。

【鎌田委員】

はい。こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

重黒木委員でございます。

【重黒木委員】

はい。重黒木です。よろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

田中委員でございます。

【田中委員】

田中です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

中川委員でございます。

【中川委員】

はい。中川です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

続きまして、使用者側委員を御紹介いたします。
河野委員でございます。

【河野委員】

河野でございます。よろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

酒匂委員でございます。

【酒匂委員】

酒匂でございます。よろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

野口委員でございます。

【野口委員】

野口です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

久富委員でございます。

【久富委員】

久富でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

事務局につきましては、順に自己紹介いたします。

【労働局長】

3月31日付で、労働局長に着任いたしました坂根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【基準部長】

4月に、労働基準部長に着任いたしました吉野と申します。よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

4月に、賃金室長に就任いたしました中玉利です。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

4月に、室長補佐に就任いたしました宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、本年度第1回目の審議会の開催にあたり、坂根労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

改めまして、労働局長の坂根でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃から、賃金の分野をはじめとして、労働行政に多大なるご協力、ご理解をいただいていることに関しまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

この地方最低賃金審議会におきましては、例年この時期から開催させていただいております。大変お忙しい中、ご審議いただくことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

この後、宮崎県最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきますが、皆様ご承知のとおり、この最低賃金の改正に関しては、社会的な関心が非常に高くなっております。そういう意味で、大変、ご苦勞をお掛けすることとなりますけれども、重ね重ねよろしくお願いいたしますと思います。

次に最低賃金を取り巻く全体的な動きについて、お手元の資料を踏まえながら、若干ご説明をさせていただきます。本年4月6日に中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会が開催されておりまして、その資料が、こちらの表紙の頁でいうと、23頁のところからあります。特に24頁にありますけれども、(2)の政府方針への配意の在り方というところを取りまとめられた項目がございます。その中間ぐらいのところ、「目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべき」とあり、この2行下にあります「政府方針が中央及び地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならない」とことについての確認がされたとまとめられております。

次に、資料が飛びますけれども、130頁のところをご覧いただきたいと思っております。これは6月

16日に閣議決定されました、いわゆる骨太の方針2023のところでございますけれども、アンダーラインが引かれているところを読み上げさせていただきます。「最低賃金については、昨年は過去最高の引き上げ額となったが、今年是全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つへ見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金額の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と、骨太の方針のなかで謳われているところでございます。

さらに、121頁に戻っていただきますけれども、本年度の中央における目安の審議につきましては、6月30日付で厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対し、諮問がなされたところがございます。

このような状況でございますので、宮崎労働局におきましても、審議会長への改正諮問を行う運びとなっておりますけれども、事務局の立場といたしまして、一層の、公・労・使それぞれのお考えを尊重しながら丁寧な審議会の運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、宮崎県の経済、雇用情勢について簡単に述べさせていただきます。本日の資料では、日銀の宮崎県の金融経済概況は、1か月前の6月分が掲載されておりますけれども、7月3日に発表された最新の日銀宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」のなかでは、「宮崎県の景気は、緩やかに回復している。」とされています。

また、私どもが6月30日に発表した最新の宮崎県の本年5月分の雇用失業情勢の資料も添付しております。有効求人倍率は、1.44倍と95か月連続で1倍台を維持しており、雇用失業情勢の基調判断としては、「求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる」という判断を維持しているところです。

しかしながら、長引く物価高騰や燃料費の高騰などが雇用や経済に与える影響に注視する必要があると考えております。

このような状況の中で、宮崎県内の多くの事業主の方々は、全力で生産性の向上に取り組んでいただいております。

宮崎労働局といたしましても、引き続き、事業主をはじめ、県民の皆様方が安全・健康に、そして安心して働くことができる環境を整備するため、総合的な労働行政を全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方に併せて、地域経済や雇用動向等の状況、労働者の最低労働条件の確保など総合的な観点から、ご審議・ご判断をいただきますよう改めてお願い申し上げます、本日の審議会開催の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

確認漏れがありましたので、確認させていただきます。本日の議事録の確認を中川委員、河野委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(両氏了承)

ありがとうございます。

それでは、議題1に入ります。

本日は、57期の第1回の会議ですので、会長及び会長代理の選出をお願いしたいと思います。

会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条の規定により、公益を代表する委員の中から委員が選挙することになっております。

従来、労使の代表者協議により推薦をいただいていたところですが、既に協議済みであれば、ご発言をお願いします。

【中川委員】

はい。労働側中川です。事前に使用者委員と協議をいたしております。会長に橋口委員、会長代理に三島委員を推薦したいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【室長補佐】

ただいま、会長に橋口委員、会長代理に三島委員の推薦がありましたが、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、ここからの議事進行は、橋口会長にお願いしたいと思います。橋口会長、よろしくお願ひいたします。

【橋口会長】

改めまして、橋口でございます。先ほど、4 期目になると言いましたけども、会長職は初めてでございますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

はじめにですけども、事務局の方々も、今回新しくなられて、また、新しい委員の皆さんも参加して、非常にフレッシュな感じもしていますけれども、あと、もう一つは、ファイルを今日初めて見てですね。資料が綴じられております。いつも大変分厚い資料をもらって帰って、どうしようかといつも悩んでいましたが、ファイルにさせていただくと非常にいいなと思い、私は非常にうれしかったです。これは続いていくのかなと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議題 2 の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思っております。

はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【労働局長】

(諮問文を読み上げて手交) どうぞよろしくお願ひいたします。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

それでは、事務局から諮問に関連する資料の説明をお願ひいたします。

【賃金室長】

お手元にファイルに綴じられた審議会レジメ、審議会資料、それから、宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」、労働調査会発行の「令和 5 年度版 最低賃金決定要覧」をお配りしております。

それでは、本日配付の資料について簡単に説明させていただきます。

まず、資料の 1 頁は、第 57 期の宮崎地方最低賃金審議会委員名簿となります。任期は令和 7 年 4 月 30 日までとなります。

次に資料の2、3頁ですけれども、「宮崎地方最低賃金審議会運営規程」で、審議会の運営に関する合意事項を記載しています。

次に資料3、5頁からは、「宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」で、地域別最低賃金や産業別最低賃金の改正に当たって設置される専門部会の運営に関して、合意事項をルール化したものとなっております。この後、会次第3において規定の一部改正をご提案させていただきます。

次に資料4、7頁からは、「宮崎地方最低賃金審議会公開要領」で審議会の公開に関して、合意事項をルール化したものです。

次に資料5、9頁は、最低賃金専門部会の運営に係る「最低賃金審議会令第6条5項採用に関する基本的な考え方」で、10頁が、これを簡単にフロー図としたものです。

次に資料6、11頁は、令和4年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況です。

次に資料7、13頁には、今年度の運営計画(案)を示してございます。運営計画(案)のタイムテーブルは、8月3日に目安伝達の第3回本審を開催し、8月10日に結審した場合の10月6日発効とする内容としておりますが、詳細につきましては、この後の運営小委員会で審議していただくこととなります。

資料8、15頁は、今年度の答申日別 最短効力発生予定日一覧表です。

資料9、17頁は、宮崎県最低賃金のリーフレットです。

資料10、19頁は、年次別最低賃金額及び引上げ額・率の一覧表で、平成15年度以降の地賃、各産別最賃の改定状況について、金額、引上げ額、率を一覧表にしたものとなっております。令和4年度は、地域別最賃が32円の引き上げとなっております。

特定最賃は、肉・乳製品製造業、各種商品小売業、電気機械器具製造業は改正がありませんでした。自動車(新車)小売業は32円の引き上げとなっております。

資料11、21頁は、「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移」です。最賃の改定後、例年、1月から3月に実施しております。

本年の令和5年1～3月の宮崎労働局における監督件数は187件で、違反事業場数は16件、違反率は8.6%でした。

次の頁は、違反事業場16件の最低賃金額以上を支払っていない理由と、監督実施事業場における働き方改革推進支援センターと業務改善助成金の認識状況です。まず違反理由としては「適用される最賃額を知らなかった」と「賃金を時間額に換算して比較していなかった」というところが最も多くなっています。働き方改革推進センターと業務改善助成金の認識状況は、27.8%と昨年の23.1%よりは改善されたものの依然として低い状況となっております。

全国の監督の状況は、資料飛びまして163頁に全国の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」が記載されております。全国の法違反の状況は10.3%であり、宮崎局と全国の状況を比べますと、違反率は1.7%宮崎が低い状況です。

また戻りまして、資料12、23頁は、「中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告」です。

ここでのポイントは2点ございまして、1点目は「議事の公開」です。この点につきましては、この後の会次第3でご説明いたします。

2点目は「目安ランクの見直し」でございます。目安制度は昭和53年度から実施しており、その背景といたしまして「47都道府県が全く自主的、独立的に決めると、改定の時期が著しく遅れるばかりでなく、決定金額がバラバラになり、格差の拡大を招く」ということから設けられたもので、概ね5年ごとに見直しを行っており、今年の4月6日に全員協議会報告として取りまと

められたものでございます。

結論としては従来の4ランクから3ランクへの見直しとなりまして、その理由といたしましては「47都道府県の総合指数の差が縮小傾向であること」「ランク区分が多ければランク区分ごとに目安の差が生じ、地域間格差が拡大する可能性が高くなる」等によるもので、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクは現行と同じとし、BランクとAランクの適用労働者数を同程度としています。なお、宮崎を含む九州各県はCランクとなっております、福岡のみがBランクとなっております。

資料 13、39 頁からは、今年度の通常コースの業務改善助成金のリーフレットでございます。目安答申から、発効までの間に申請していただくのが、最も有効であり、宮崎局としてもあらゆる機会を通じて周知を図っております。

43 頁からは、宮崎県内の主要統計資料です。

まず、資料 14 は、宮崎県が作成している資料で、令和4年4月の生計費及び労働経済指標となります。

資料 15、47 頁からは、宮崎県統計調査課が6月30日に公表した指標でございます。52 頁の宮崎市の令和5年4月の消費者物価指数の総合指数の概況は、前年同月比は3.5%の上昇となっております。58 頁の完全失業率は標本誤差に注意を要するとなっておりますが、全国平均と比べて、低い傾向にあります。

資料 16、59 頁からは、宮崎財務事務所が発表している「法人企業景気予測調査」でございます。その内容は、令和5年5月15日を調査時点として実施した「法人企業景気予測調査」について、県内企業104社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を統計的に示したものとなっております。景況判断の現状判断につきましては、製造業、非製造業ともに「下降」超となっております。先行きは全産業については「上昇」超で推移する見通しとなっております。

資料 17、71 頁からは、日本銀行宮崎事務所が6月5日に発表した「宮崎県金融経済概況」です。宮崎県の景気は、持ち直しているとなっております。

資料 18、73 頁からは、内閣府が6月22日に発表した「月例経済報告」で、75 頁からは九州地域の経済動向となっております。

九州地域の景気は、緩やかに回復しているとなっております。

資料 19、79 頁からは、「みやぎん経済研究所」が7月号で公表した宮崎の主要経済指標です。

資料 20、87 頁からは、宮崎労働局職業安定部が6月30日に発表した「5月の雇用失業情勢」です。正社員の有効求人倍率は1.08倍で前年同月より0.04ポイント上昇しています。

資料 21、95 頁からは令和4年3月高校卒業後の状況です。この中で105 頁に記載されていますとおり、県内就職率は62.5%で、全国順位は46位となっております。前年度より率は上がりましたが、順位は一つ下がっております。

資料 22、109 頁からは民間調査会社による2022年の全国の休廃業・解散動向調査です。全国的には3年連続での減少となっております。

資料 23、115 頁からは2022年度の全国の企業倒産件数で、3年ぶりの増加、コロナ関連倒産が1.4倍増となっております。

資料 24、119 頁からは先週6月30日に開催されました中央最低賃金審議会の資料から抜粋したものでございます。121 頁が厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問文となっております。

資料 25、133 頁からは同日に開催されました目安小委員会の資料の抜粋となっております。この

中の 138 頁に春季賃上げ妥結状況が記載されています。

頁飛びまして、223 頁からが 7 月 4 日に開催されました全国賃金課室長会議の公開資料の抜粋となっております。

以上が配付資料の説明でございます。

続きまして、決定要覧を説明いたします。6 頁以降に「最低賃金の決定の仕組み」で上段に地域別最賃と下段に特定最賃の決定の流れ図がございますので、後ほどご確認ください。

最後に「宮崎県の賃金」についてですけれども、この「宮崎県の賃金」の 5 頁が全国の最低賃金の状況となっております。宮崎県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数も記載されております。

「宮崎県の賃金」の 39 頁が全国の初任給の比較となっております。さらに、44 頁からが全国との賃金比較となっております。男女別・規模別となっております。

簡単ですが、資料説明は以上になります。

【橋口会長】

ただ今の説明について、何か質問はございませんか。

(質疑なし)

それでは、先ほど、局長から諮問がございましたが、諮問があった場合には専門部会を設置することになっております。まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

資料として配付しております「令和 5 年度版最低賃金決定要覧」にて説明いたします。

まず、140 頁をご覧ください。最低賃金法関係法令が掲載されています。専門部会の設置に関しては、144 頁の第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。

委員の構成について、第 25 条第 3 項で「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する」と規定されています。

専門部会の委員の数につきましては、149 頁の最低賃金審議会令第 6 条 1 項におきまして、「委員の数は 9 人以内とする」と規定されており、宮崎も各側 3 名ずつ 9 名で構成しております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、148 頁の最低賃金審議会令第 5 条第 2 項で「委員の 3 分の 2 以上又は各側 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されていますので、専門部会の場合、公労使 9 人のうち、6 人以上、又は各側 1 人以上の出席が必要となります。

議決につきましては、149 頁第 5 条第 3 項において、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。

次に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項をご覧ください。

「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定されており、宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年確認しております。

専決事項の基本的な考え方につきましては、ファイルの資料の 9 頁の「最低賃金審議会令第 6

条第5項採用に関する基本的考え方について」をご参照いただければと思います。

宮崎では、2(1)に記載のとおり、これまで地域最賃でも特定最賃でも、専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を採用することとしてきました。

専門部会で労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則3日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとなっております。

また、資料10頁の流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申することになります。

この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないことになります。

専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決します。そして、部会報告書を作成・提示し了解を得ることになります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することになります。

説明は以上となります。

【橋口会長】

専門部会について事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するというところで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ただ今の説明について、何か質問はございませんか。

(異議なし)

それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことといたします。専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦させていただきたいと思いますが、事務局から、推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。合同庁舎掲示板とホームページに推薦要領を公示いたします。

推薦締切日は令和5年7月26日までとさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【橋口会長】

議題3の「専門部会議事の公開」について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

本日配付した資料24頁をご覧ください。中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告の1の(3)に「議事の公開」の中で、「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」と記載されており、中央最低賃金審議会においても、本年度の目安小委員会から公労使三者が集まって議論を行う部分については公開とされております。それに伴って、各地方最低賃金審議会においても公開の在り方について検討を求められたところでござ

います。

宮崎局における取り扱いについて事務局で検討した結果、現状では専門部会については議事及び議事録のいずれも非公開として、議事要旨のみを公開しておりますが、ここ数年、地域別最低賃金額が大幅に引き上げられている状況を踏まえ、改正決定における審議の透明性や納得感を一層高める必要があると考えております。

そこで、資料5頁に(案)を掲載させていただいておりますが、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第6条を改訂したいと考えております。具体的な運用としては本審と同様に、「公労使三者が揃った協議」と「参考人聴取」については議事及び議事録を公開し、「2者協議」と「採決」については非公開としたいと考えております。

なお、特定最賃につきましては、特定の産業について設定されているもので、関係労使の申出に基づき審議し、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するものとの位置づけを踏まえ、「個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合」や「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」場合に該当すると思われ、特定最賃については、従前どおり非公開とするのが妥当と考えておりますが、この点を含めてご審議をお願いいたします。

説明は以上となります。

【橋口会長】

ただいま、説明がありましたが、事務局の提案どおりに改正することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局提案の取扱いに改正することといたします。

議題4の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思っております。

まず、運営小委員会の従来の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料3ページの宮崎地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。運営小委員会の設置につきましては、審議会運営規程第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる」と規定されております。

次に小委員会の構成ですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公・労・使2名ずつで構成し、出席いただいております。また、座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

運営小委員会では、令和5年度の審議スケジュールを審議いただくほか、最低賃金審議会令第6条5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。

運営委員会における検討結果につきましては、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っております。

運営小委員会の説明は以上になります。

【橋口会長】

ただいま、説明がありましたが、今年度も従来どおり設置することとしてよろしいですか。

(異議なし)

それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出ということで、お願いします。委員は、本日、この場で選出したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、委員の選出について各側委員より発言をお願いいたしたいと思います。公益委員については、三島委員と私でお願いしたいと思います。

労働者側委員については、いかがでしょうか。

【中川委員】

鎌田委員と中川でお願いします。

【橋口会長】

使用者側委員については、いかがでしょうか。

【河野委員】

野口委員と私、河野でお願いします。

【橋口会長】

それでは、公益側委員は、私、橋口と三島委員、

労働者側委員は、鎌田委員と中川委員

使用者側委員は、野口委員と河野委員

以上6人の委員にお願いします。

運営小委員会の日程については、予め事務局で調整していただいております、本日、この本審終了後に開催するというのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。

続きまして、議題5の「事業場実地視察について」事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金決定要覧の145頁をご覧ください。最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向ですとか、実情把握のために、決定要覧の145頁の最賃法第25条第6項で、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をき

くものとする」と規定されており、決定要覧の6頁をご覧ください。6頁の本文7行目に「委員自らが事業場等に赴いて、作業実態、賃金実態等を視察し、」と記載されてあります。

宮崎では地方最賃審議会委員による視察はこれまで実施していませんが、令和4年3月に開催した令和3年度第5回本審で「実地視察について」のアンケート結果と九州各県の状況をご説明し、ご審議いただいたところでございます。

その際、委員の皆さんのご意見としましては、事業主及び労働者から直接意見が聞けることは大変有意義であるとの意見がある一方で、事業場の公平な選定や効率的な実地視察ができるか、視察の結果を審議会にどう反映させるのかなどの課題も提起されております。

また、当時は新型コロナウイルス感染症の感染者数が多く、視察先に迷惑がかかるなど、否定的なご意見も多かったと認識しております。

今後も年度当初の第1回と最後の3月本審において引き続き議論するとなっておりますが、直近の令和5年3月に実施した令和4年度第5回本審において、令和5年度については実施しないとの結論に至っております。

また、今から事業場視察を実施するといたしましても、今後の審議日程を考えますと、事業場の選定や委員の皆様方の日程調整も非常に難しい状況にありますので、こうした経過を踏まえ、事務局としては今年度の実地視察は行わないとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

(意見なし)

これまでも、今説明のとおりですけれども、本審、専門部会の審議というのは、関係者の意向や県内の実情等を十分に斟酌したものとなっているのかなど判断しております。それと、選定された事業場に負担が掛かるということも考えられるということで、今までも実施されていない経過もございますので、結論としては、今年度も視察は実施しないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

最後に 議題6「その他」について、各側何かご発言はありませんでしょうか。

(意見なし)

ほかに、ご発言もないようですので、本日の議事を終了いたします。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんか。

(異議なし)

異議はございませんでしたので、議事録は公開することといたします。
本日の議事録の確認は中川委員、河野委員にお願いします。
それでは 以上をもちまして、令和5年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。
お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
